解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年三月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十日

愛媛県松山市井門町一〇八一番地一

愛媛県トラック厚生年金基金

代表清算人　城戸猪喜夫

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年三月二十日厚生労働大臣の認可により解散しましたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十日

東京都中央区京橋二丁目四番一二号

全国生コン産業厚生年金基金

清算人　石川　義行

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年三月十一日富山県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十日

富山県砺波市杉木三丁目一九七番地

砺波市杉木土地区画整理組合

代表清算人　小西　康雄

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年一月十八日開催の定時総会の決議並びに平成二十七年二月十四日到達の三重県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十日

三重県いなべ市藤原町本郷八二九番地の二

本郷生産森林組合

清算人　羽場　宗弘

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十日

滋賀県草津市大路一丁目七番一号

医療法人社団恵星会

清算人　寺村　俊

解散公告（第三回）

当法人は、私立学校法第五十条第二項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十日

京都市左京区田中門前町一〇三番地

学校法人善導院学園

代表清算人　髙木　亜紀

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年二月二十三日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字南平野二七四五

宗教法人瑞祥菴寺

清算人　大橋　正道

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年七月三十一日開催の臨時社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により、平成二十七年二月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月十日

長崎県佐世保市春日町一七番三号

医療法人菅眼科医院

清算人　菅　一男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市上柴町西七丁目一五番地一二、最後の住所埼玉県深谷市西島五三番地一五　被相続人　亡　藤木　清美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十日

事務所埼玉県熊谷市筑波二丁目五六―三　渡辺総合ビル三階　こばと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　生井澤　葵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区矢口三丁目二八番、最後の住所東京都大田区池上二丁目六番六号　被相続人　亡　渡部　聖二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十日

事務所東京都千代田区神田多町二丁目一一番四号セキビル五階柄澤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柄澤　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市寿町二丁目四番地の五、最後の住所東京都府中市寿町二丁目四番地の五　宮本方　被相続人　亡　佐伯　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十日

日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階

相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県南相馬市原町区栄町一丁目一二番地、最後の住所神奈川県綾瀬市落合南三丁目一五番一五号　被相続人　亡　門馬　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十日

横浜市中区太田町一丁目九番地　神奈川県興業ビル四階

相続財産管理人　弁護士　瀬古　宜春

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市本町二丁目二七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　城下　正次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十日

長野県飯田市八幡町四七二番地二エポック二一ビル三Fミナミ

相続財産管理人　弁護士　村松　将太

2014年度決算公告

2015年4月10日

東京都中野区本町1丁目32番2号

東京レンタル株式会社

取締役社長　上北　徹男

貸借対照表の要旨

（2014年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,190	流動負債	3,861
固定資産	3,818	固定負債	282
有形固定資産	3,443	**負債合計**	**4,143**
無形固定資産	250	株主資本	865
投資その他の資産	124	資本金	360
		利益剰余金	505
		その他利益剰余金	505
		（うち当期純利益）	（185）
		純資産合計	**865**
資産合計	**5,008**	**負債・純資産合計**	**5,008**